

第23回 佐賀市子ども・子育て会議 要旨

日時:令和6年2月9日(金)14:00~15:00

場所:佐賀市役所本庁4階 大会議室

1 開会

2 議事

(1)利用定員の設定について

●事務局

資料2により説明(省略)

○質疑なし

(2)次期子ども・子育て支援事業計画の策定スケジュールについて

●事務局

資料3により説明(省略)

○委員

入札不調となった主な理由はなにか。

●事務局

12月の入札では、人件費の高騰等により、見積りを基に予算化していた金額では入札不調となった。そのため、2月の議会で予算を増額して要求し、その後速やかに入札を行う予定としている。

(3) こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業について

●事務局

資料4により説明(省略)

○委員

- ・佐賀市では、試行的事業の実施意向調査を行った際にどれぐらいの施設から応募があったのか。
- ・本格実施の場合、予約や利用時間の管理はシステム管理になるが、佐賀市の試行的事業では、その管理をどのようにするのか。

●事務局

- ・12月に国から試行的事業の公募があったため、各保育施設に実施意向調査を行った。実施を検討されている施設は22園あり、そのうち一般型と言われる、専用のスペースや職員を設けて実施を希望される施設が8園。
また、14園が通常保育の定員の空きを利用して児童を受け入れる余裕活用型での実施を希望された。実施を希望された各施設に最終確認を行い、来年度から一般型で5施設が実施したいとの回答があった。
- ・なお、余裕活用型については、空き定員を利用して児童を受け入れるため、入所児童の状況により、事業の途中で受入れができなくなることが想定されるため、本市においては、一般型での実施を考えている。
- ・試行的事業では、対象児童の認定を行い、認定された方には毎月10時間分のチケットを配布し、そのチケットを利用施設に提出し利用する仕組みにしたいと考えている。

○委員

- ・対象児童は概ねどれぐらいいるのか。
- ・利用希望者が多い場合、対象となる施設の保育士の確保についての認識は如何か。

●事務局

- ・対象児童は、3,000人程度。
- ・月10時間までの利用制限はあるが、10時間の利用方法も様々であるため、利用希望者が多い場合も一定程度対応できると考えている。
また、試行的事業であるため、このような課題にも臨機応変に対応し、令和8年度の本格実施に向けての課題把握に努めていきたい。

○委員

・市内でも定員割れしている園があるため、その空きスペースや保育士がいる場合は、こども誰でも通園制度は効果があると思う。現在「こども誰でも通園制度」のモデル事業を実施している施設から少し話を聞いたところ、利用希望者が多数の場合、優先順位をどのようにするのかということが課題になっている。

・一時預かり事業では先着順で受け付けをしているが、こども誰でも通園制度では、利用希望者が多数の場合や要支援・要保護児童を預かる場合、どのようにして優先順位等をつけるのか。

現在、園に入所する場合、要支援等の個人情報が入所後に佐賀市から園側に伝えていただいているが、本事業ではどのようにされるのか。

●事務局

・利用申込みについては、一時預かり事業と同様、利用を希望する方が園へ直接申込みすることを想定している。

・要支援・要保護の児童が利用を希望された場合、通常の申込みに加え、佐賀市から要支援の内容等を園に伝え、情報を共有することで、各園において児童の受入れを行うことを想定している。

○委員

令和8年度からこども誰でも通園制度が本格的に実施されると思うが、現行の一時預かり事業はなくなるのか。

●事務局

「一時預かり事業」と「こども誰でも通園制度」は利用目的が異なるため、国はもちろん、佐賀市としても現行の「一時預かり事業」を廃止することは想定しておらず、継続して事業を実施していく予定。

○委員

こども誰でも通園制度は親としては大変ありがたい制度だが、園の立場から考えると大変という印象がある。

預ける側としては、いつでも預けることができることはメリットだと思うが、園にとってのメリットはどのようなことが考えられるのか。

●事務局

余裕活用型で実施される場合では、利用定員に満たない空き定員にこども誰でも通園制度の利用児童を受入れることが可能であるため、利用実績分の給付費を受取ることができるとは、メリットであると考えている。

また、一般型で実施される場合では、子どもの人数に対して余裕をもって保育士を配置している園もあるため、一般型で実施することで利用実績分の給付費があることは、メリットと考えている。

○委員

「こども誰でも通園制度」において、0歳6か月から満3歳未満までの児童を月10時間以内の利用で慣れさせるのは困難であると現場は心配している。

現在、事故が起きているほとんどが0・1・2歳児であり、そのことを加味して試行的事業を実施しないと判断した園は多いと考える。

佐賀市が試行的事業を実施するのは大変ありがたいが、各施設としては、財政的なバックアップがないと本事業を実施することはとても厳しい。このような意見があることも把握して課題の収集に努めてほしい。

●事務局

佐賀市としても、委員が挙げられた懸念点は把握している。今年度モデル事業で実施されている自治体も、問題意識を持って実施されていると思う。

来年度に実施する試行的事業では、佐賀市でも多くの課題が出てくると考えている。

試行的事業は、全国で108の自治体を実施するため、国においては全国から集まった具体的な課題等を受け、実施する施設の負担はもちろんのこと、利用することもにとってより良い事業となるよう制度設計を行ってほしい。本市としては、多くの懸念事項があるということを知りながら試行的に事業を実施し、令和8年度の本格実施に向け課題の把握に努めたい。

(3)その他

○委員

先般、東京都の保育施設において、睡眠中に乳児が死亡するという悲しい事故が発生してしまった。佐賀市では、「うつぶせ寝をしない」等の指導を園に対して行っているのか。

また、指導をしているのであれば、そのチェック体制について教えていただきたい。

●事務局

認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業については、「午睡チェック」が監査項目として設けられている。年に1回ではあるが、監査時には施設に対して午睡チェック表の提出を義務とし、0歳児は5分毎、1・2歳児は10分毎に身体の向きをチェックしているかどうかの監査指導を行っている。

施設において十分な午睡チェックができていなければ、こどもの身体の向き等の記録を残すように指導している。また、監査は現場に赴き実施しており、実際に午睡チェックをしている現場確認も行っている。

○委員

午睡チェックの責任者は園長なのか。
また、園長への指導等はしているのか。

●事務局

実際に午睡チェックするのは保育士だが、監査の対応等は園長がしている。
また、十分な午睡チェックが行われていない場合は、県・市から園長へ指導・助言を行い、その内容を園長から保育士へ伝えることで改善を行っている。

3 閉会